

令和8年度長崎県公舎建築設備点検業務委託 仕様書

1. 業務名称

令和8年度長崎県公舎建築設備点検業務委託

2. 業務期間

業務期間：令和8年8月31日～令和9年2月26日まで

3. 業務対象建築設備の概要

「仕様書別紙1」のとおり

4. 業務内容

- (1) 本業務は、建築基準法第12条第4項に基づく、建築設備の定期点検業務を行うものとする。
- (2) 点検項目、方法及び結果の判定は、平成20年国土交通省告示第285号（改正：令和7年国土交通省告示第998号附則）による。
- (3) 非常用照明器具数は「仕様書別紙1」のとおりである。ただし、換気設備及び排気設備の点検は省略する。また、消防法第17条の3の3の規定に基づく消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検は省略する。

5. 業務体制

(1) 点検者

受託者の点検者は、一級建築士若しくは二級建築士又は建築設備検査員のいずれかを点検資格者とするとともに、点検時及び必要に応じて当該有資格者が現場で適切に指導する体制をとり、業務を実施すること。

(2) 業務計画書

受託者は、委託業務の実施に先立ち具体的な計画書及び工程表を甲に提出し承諾を得ること。

(3) 点検者の名簿

- ①受託者は、点検者の氏名及び資格等の名簿を提出すること。なお、その際、資格証書の写しを提出すること。
- ②県は、点検者が委託業務を実施するのに著しく不相当と認められるときは、その理由を示した書面をもって、必要な措置を取るべきことを求めることができる。

6. 報告・通知

(報告内容)

受託者は、点検終了後、次の書類を県に提出の上、検査を受けること。

- (1) 報告書は、建築基準法施行規則第6条第3項に規定された報告書様式を準用して作成すること。また、報告書には平成20年国土交通省告示第285号（改正：令和7年国土交通省告示

第998号附則)で定める検査結果表を添付のこと。

- (2) 要是正箇所がある場合は、建物ごとの報告書に是正の優先順位を付すこと。
- (3) 報告書は、A4版に製本し(A4版紙ファイルもしくはチューブファイルを表紙とする。)2部提出とする。電子データをCD等に保存し1部提出とする。
- (4) 業務実施状況写真
- (5) その他、県が必要と認め提出を求めた書類

(通知義務)

受託者は、次の場合連絡又は報告すること。

- (1) 点検者に事故があったとき。
- (2) 受託業務の実施が著しく困難となる事情が発生したとき。
- (3) 建物・設備等の重大な異常を発見したとき。
- (4) 建物・設備等の点検中に破損、汚損等が発見したとき。
- (5) その他必要と思われる事項。

7. 現場管理

- (1) 受託者は、委託業務を実施するための設備の諸室における盗難防止、火元確認、整理整頓及び清掃等について、責任をもって行うこと。
- (2) 受託者は、委託業務の実施に伴う点検者の疾病、損害、その他事故等については、原因の如何に関わらず責任を負うこと。
- (3) 点検者は、業務を実施するにあたり、火気使用、騒音の発生、出入り口の戸締り等に注意すること。